

## 議案第16号

### 変更基本協定の締結について

次のとおり変更基本協定を締結するため、つくばみらい市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第38号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 名 称 高速自動車国道常磐自動車道つくばみらいスマートインターチェンジ建設事業の施行に関する基本協定
  
- 2 協 定 金 額 当初協定金額  
金2,895,237,000円  
内訳 東日本高速道路株式会社 2,336,189,000円  
つくばみらい市 559,048,000円  
変更後協定金額  
金3,849,438,235円  
内訳 東日本高速道路株式会社 3,195,420,235円  
つくばみらい市 654,018,000円
  
- 3 協定の相手方 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目11番地20  
東日本高速道路株式会社関東支社  
支社長 松坂 敏博

令和8年2月25日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 印

### 提案理由

高速自動車国道常磐自動車道つくばみらいスマートインターチェンジ建設事業の施行に関する変更基本協定を締結するにあたり、議会の議決を求めるものです。